中央区受動喫煙防止対策（Ｑ＆Ａ）

項目	No.	内容	回答
総論	1	指定たばことは何か？	加熱式たばこのことを指します。
	2	たばこ（加熱式たばこ含む）において、におい自体に害があるのか？	厚生労働省への照会結果では、においに関する知見は持ち合わせてはいないところになりますが、煙に含まれる発がん性物質などの有害成分は、主流煙より副流煙に多く含まれるものがあります。
	3	施設の管理権原者と管理者とは？	管理権原者とは、施設における望まない受動喫煙を防ぐための取組について、その方針の判断･決定を行う立場にあり、例えば当該義務の履行に必要となる施設等の設備の改修等を適法に行うことができる権原を有する者のことをいいます。 例）施設の所有者、飲食店が入居している複合ビルのオーナー　等 管理者とは、管理権原者とは別に事実上現場の管理を行っている者のことをいいます。 例）店長、施設長、工場長　等 ※管理権原者等は、賃借契約等において借主にどのような権限が与えているかなどの個別具体の事情を勘案して判断されます。 ※個人事業主が経営している施設など、管理権原者と管理者が同一となる場合もあります。
	4	学生等のアルバイトが一人で現場の管理を行っている（いわゆるワンオペレーション等）の場合には、そのアルバイトの者も管理者に該当することになるのか	現場で監督者として一定の管理・監督を行っていると言える場合には、管理者に該当します。なお、このような場合においては、一人で管理を行っているアルバイトの者の他に、管理者として当該施設を管理する者（例えばエリアマネージャー等）を設定・配置すること等が望まれます。
	5	複合ビルＢ内の飲食店Ａがテナントとして入居している場合で、飲食店Ａに改修権原がない場合、管理権原者には誰が該当するのか？	Ａに加えてＢも管理権原者になることがあります。例えば、仮に喫煙専用室等の基準不適合が判明した場合には、Ａ又はＢはその喫煙専用室等をいったん入室ができない状態にするために閉鎖する措置をとらないといけませんが、その後その喫煙専用室等を廃止するか、基準に適合させるための改修を行うかについては、ＡＢ間で話し合っていただくこととなります。

総論	6	施設の「屋内」と「屋外」の判断基準について	「屋内」とは、外気の流入が妨げられる場所として、「屋根がある建物であって、側壁が概ね半分以上覆われているものの内部」となります。 これに該当しない場所は「屋外」としています。 ※現場により、判断が難しい場合もありますので、区のアドバイザーが現地を調査して判断することも可能です。必要に応じてご活用ください。
	7	飲食店のテラス席は屋外でよいか？	№6の定義が前提となります。 テラス席において喫煙をした際のたばこの煙が店内に流れ込むことがないよう、側壁が概ね半分以上覆われていない場合であっても、店内との境界が壁やガラス扉等で仕切られていない場合には、屋根に覆われている場所は「屋内」として取り扱います。 ※現場により、判断が難しい場合もありますので、区のアドバイザーが現地を調査して判断することも可能です。必要に応じてご活用ください。
	8	敷地内屋外は法および都条例上の規制の対象となるのか？	法および都条例においては、屋内の受動喫煙に関して規制を設けています。 屋外は規制対象外ではありますが、敷地内屋外に喫煙所を設ける場合は、不特定多数の通行人に受動喫煙が生じないよう配慮義務が課せられています。設置場所には充分ご配慮いただくようお願いします。

喫煙専用室等について	9	施設のすべてを喫煙専用室とすることはできるのか？	施設のすべてを喫煙専用室とすることはできません。喫煙専用室は、改正健康増進法第33条に「屋内又は内部の場所の一部の場所」と規定されています。
	10	旅館やホテルの宴会場、飲食店の個室であっても紙巻たばこの喫煙はできず、喫煙をする際は喫煙専用室を設置する必要があるのか	そのとおりです。なお、このような場所が加熱式たばこ専用の喫煙室としての基準を満たすものである場合においては、当該場所で飲食等も可能となります。
	11	賃貸マンションの一室を事業所（居住は伴わない）として、使用している場合の喫煙環境の整備について利用する人数が2名以上の場合は、第二種施設として取り扱われ、喫煙室の整備が必要となるか？	そのとおりです。
	12	建物内にある喫煙専用室等の出入口が施設等の屋外・外部の場合には、たばこの煙の流出防止に係る技術的基準はないのか	そのとおりです。ただし、そのような場合であっても、望まない受動喫煙を防ぐため、喫煙専用室等以外の場所と喫煙専用室等の室内の場所を扉等で隔てる措置を講ずることが望まれます。

喫煙専用室等について	13	喫煙専用室を設置しているが、喫煙専用室内に救助器具等を設置しており、緊急時については20歳未満の者が立ち入ることもやむ得ないことが想定されるが、その場合でも20歳未満の者は立入り禁止となるのか？ 救助器具設置位置に関して、移動が難しい場合に上記のようなことが発生した場合に、改正健康増進法と消防法等との兼ね合いが取れなくなるが、その場合の取り扱いについての見解を知りたい。	東京都福祉保健局に照会した結果、回答は以下のとおりになります。 救援器具等については、喫煙専用室内以外の場所に設置していただくことが望まれます。器具等の移動が難しくやむを得ず、設置をされている場合については、緊急時に20歳未満の方が立ち入るざるを得ないと認められる場合には指導の対象とはなりません。
喫煙可能室等について	14	喫煙可能室を設置する際に、従業員がいない小規模飲食店の要件の１つである「従業員を雇用していない」の従業員の定義とは？	従業員の定義 労働基準法第9条に規定する労働者（例：正社員、契約社員、アルバイト、パートタイムなど）。同居の親族のみを使用する場合を除きます。同居の親族のみを使用する場合については賃金が発生していても従業員には当たりません。 ※令和２年３月３１日付東京都福祉保健局より方針が示されました。
	15	喫煙可能室を設置する際に、従業員を雇用していないという点において、店長が雇用される立場で他の従業員がいない場合、雇用された店長のみで営業しているのであれば喫煙可能室を設置できるのか？	店長が雇用される立場にあった場合には、労働基準法第９条の従業員に該当しますが、実質的に経営を行う管理権原者であり、受動喫煙防止対策について自ら措置を講ずることができる立場のその方のみが従事している場合に限っては、喫煙可能室の設置は可能です。 ただし、その方が当該店舗の管理権原者である旨を証する書類（親会社等と店長双方の署名・押印入りの証明書等）の保管が必要です。 ※令和２年３月３１日付東京都福祉保健局より方針が示されました。

喫煙目的室について	16	喫煙目的室とは？	喫煙目的室とは、多数の方が利用する施設のうち、その施設を利用する方に対して、喫煙をする場所を主たる目的とする施設になります。具体的には下記３種類のとおり ①公衆喫煙所 ②喫煙を主目的とするバー、スナック等 ・たばこの対面販売（出張販売含む）をしている。 ・施設屋内で喫煙場所の提供を主たる目的としている。 ・通常主食と認められる食事を主として提供していない。（ランチ営業以外など） ③店内で喫煙可能なたばこ販売店 ・たばこ又専ら喫煙に供するための器具の販売をしていること。 →当該店舗で販売している商品が陳列されている棚のうち、たばこ又は専ら喫煙に供するための器具の占める割合が約５割を超えるものであること。
	17	主食の定義について	社会通念上主食と認められる食事をいい、米飯類、パン類（菓子パン類を除く。）、麺類等が主に該当しますが、主食の対象は各地域や文化により異なるものであることから、実情により判断します。 ※引き続き定義に関して、東京都福祉保健局及び厚生労働省へ照会中です。
	18	通常主食と認められる食事を主として提供するものを除くとは具体的にどういう意味か？	ランチ営業を行う場合において、「通常主食と認められる食事」を提供することは認められるというものになります。なお、この場合であっても、喫煙目的施設としての規制は適用され、２０歳未満の者を立ち入らせることはできません。

喫煙目的室について	19	出前を取って主食を提供した場合、通常主食と認められる食事を主として提供するものに該当するか？	自前で調理するものではなく、出前により通常主食と認められる食事を注文することについては、通常主食と認められる食事を主として提供するものに該当しません。
	20	電子レンジで加熱するだけの主食を提供することは、通常主食と認められる食事を主として提供するものに該当するのか？	自前で調理するものではなく、電子レンジで加熱するだけの通常主食と認められる食事を提供することについては、通常主食と認められる食事を主として提供するものに該当しません。
	21	改正健康増進法上にある喫煙目的施設である公衆喫煙所の定義とは	施設の屋内の場所の全部の場所を専ら喫煙をする場所になります。「専ら喫煙」とは、施設本来の目的は喫煙をする場所であり、公衆喫煙場所については喫煙以外の一切の行為を認めないというものではなく、例えば喫煙者が喫煙の傍ら飲むための飲料自動販売機を設置することは可能になります。屋外の公衆喫煙場所は該当せず、時間や設置者の属性について特段要件はありません。また改正健康増進法上、施設の認定や指定することとはしておりませんが、出入口に標識の掲示義務は発生します。

喫煙目的室について	22	公衆喫煙所には、飲料の自動販売機を設置してもよいのか	飲料の自動販売機を設置しても問題ありません。
標識掲示について	23	標識は、必要事項を記載していれば、施設の管理権原者が独自に作成したものを掲示してもよいのか	下記必要事項を記載していれば、独自に作成したものを掲示していただいても構いません。 ※ただし下記に加えて、文字を大きくし、多言語標記にするなど誰でもわかりやすい標識とすることが望まれます。 〈喫煙専用室〉 【喫煙専用室入口】 ①当該場所が専ら喫煙をすることができる場所である旨 ②当該場所への20歳未満の者の立ち入りが禁止されている旨 【喫煙専用室設置施設入口】 ①喫煙専用室が設置されている旨 〈指定たばこ（加熱式たばこ）専用喫煙室〉 【指定たばこ（加熱式たばこ）専用喫煙室入口】 ①当該場所が指定たばこのみ喫煙をすることができる場所である旨 ②当該場所への20歳未満の者の立ち入りが禁止されている旨 【指定たばこ（加熱式たばこ）専用喫煙室設置施設入口】 ①指定たばこ専用喫煙室が設置されている旨 〈喫煙可能室〉 【喫煙可能室入口】 ①当該場所が喫煙をすることができる場所である旨 ②当該場所への20歳未満の者の立ち入りが禁止されている旨 【喫煙可能室設置施設入口】 ①喫煙可能室が設置されている旨 〈喫煙目的室〉 【喫煙目的室入口】 ①当該場所が喫煙を目的とする場所である旨 ②当該場所への20歳未満の者の立ち入りが禁止されている旨 【喫煙目的室設置施設入口】 ①喫煙目的室が設置されている旨

標識掲示について	24	事業所において、従業員用として喫煙専用室を設ける際に主たる出入口と喫煙専用室に標識掲示の義務付けが発生するが、標識を掲示することにより公衆喫煙所ではないのに従業員以外の喫煙者を事業所内に呼び込むことにつながる。 すべての施設が入口にセキュリティが整っているわけではなく、防犯上の観点から望ましくないため、外部から見える施設出入口ではなく、施設利用者のみが分かる場所（例：エントランス内の受付やエレベーターホールなど）や喫煙室の出入口への標識掲示のみにしたいが可能か？	東京都福祉保健局に照会した結果、回答は以下のとおりになります。 建物入口に掲示する標識に関して、建物に従業員用として喫煙専用室を設けている場合には、従業員の方が標識を確認できるように標識を掲示していただければ、法の要件を満たすことになります。その場所は屋外屋内を問いません。（例：屋内の入口付近であり、施設利用者が確認できる位置へ掲示） 標識に関係者以外立ち入り禁止等の文言を追記いただくなど、ご懸念の点を防止するためのご対応をお願いします。
	25	ビル内（例：10階建て）に、テナント（例：7階）として占用しており、そのテナント部分に喫煙専用室がある場合、標識はどこに掲示したらいいのか	テナントの主たる出入口及び喫煙専用室への掲示は必須となります。ビル出入口への掲示は必須ではありません。※ビル出入口への掲示は、利用者に喫煙・禁煙の状況をわかりやすく伝わることから、改正法・都条例の趣旨を踏まえ、ご協力いただきますようお願いいたします。 （その際の表記方法については指定はございません。）
	26	施設出入口に添付する標識において、デザインの関係もあるため、東京都が作成している標識シールに代わり建物入口付近（建物内側）にて移動可能な看板等でわかりやすく表示するのでは要件を満たすことにならないか？ 閉館日などは関係者しか立ち入らないという実情があるため、シールを出入口に添付しなくてもよいのでは？	東京都福祉保健局に照会した結果、回答は以下のとおりになります。 シールではなく、プレート等の利用も可。 ただし、標識の掲示について、時間や利用者の有無により取扱は変えておらず、喫煙室及び喫煙室設置施設には標識の掲示が必要となります。